

令和3年度 第2回 東京航空局入札監視委員会
審 議 概 要

開催日及び場所	令和3年12月16日(木) オンライン会議(Teams)	
委員	委員長 橋 爪 宏 達 (国立情報学研究所教授) 委員 江 川 淳 (弁護士) 委員 平 田 輝 満 (茨城大学准教授)	
審査対象期間	令和3年4月1日～令和3年9月30日	
審議概要		
抽出案件	総件数3件	
(1)工事	一般競争(総合評価落札方式)	1件
(2)建設コンサルタント業務等	一般競争(最低価格落札方式)	1件
(3)役務等	一般競争(最低価格落札方式)	1件
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	・入札参加しうる事業者を増やすことが大事になってくるため、実績や等級など入札参加資格要件となっている条件の緩和について、更なる検討を行うこと。	

審議概要(別紙)

1. 工事(一般競争入札/総合評価落札方式)

東京国際空港構内道路管理監視システム更新工事

意見・質問	回答
<p>○2回目での落札であるが、何回も出来るのか。</p> <p>○既存設備を取り替える更新工事だが、新たに追加したものもあるのか。</p> <p>○既存のシステムは、今回と同じ事業者が落札しているのか。</p> <p>○3つのシステムと2つの装置を纏めて発注しているが、一体的なシステムになるのか。2つの装置は、個別のそれぞれのシステムと考えられるが、仮に分けて発注できるのなら、大規模な工事にならずに、複数の事業者が参加できたと思える。</p> <p>○1者になった理由はいかがか。</p> <p>○99.95%の落札率だが、入札する時は1者しか応札していないということに応札事業者は把握しているのか。</p> <p>○A等級、B等級の資格があると思うが、入札参加資格をA等級に限っている理由は。</p> <p>○いくつかの案件を取り纏めて発注しているが、それを適切な形で分割することによって、全体を通してより競争的な契約が出来なかったかを今後に向けて検討していただきたい。 又、入札参加資格要件について、A等級だけでなく、もう少し広げることが出来なかったのかを今後に向けて検討していただきたい。</p>	<p>○原則応札は2回で終了となる。</p> <p>○カメラシステムについては、更新プラス新たに拡張した部分が若干含まれている。表示システムは更新のみである。</p> <p>○違う事業者が落札している。</p> <p>○3つのシステムは同一のシステムとなっている。又、装置のうち1つは、システムと同一の場所である制限区域内での作業のため、同一管理が必要なため、纏めて発注している。もう1つの装置は、別途発注も検討したが、別件で対策を講じなければならない事案が発生し、これらの緊急対応ということで急遽盛り込んだものである。</p> <p>○仕様書の配布は4者であったが、結果的に1者の応札となった。3者に確認したところ、オリンピック、パラリンピックの直前で同様な工事があったため、参加出来なかったとのこと。</p> <p>○把握していない。</p> <p>○対象等級が元々A等級ということがまずあるが、その中で応札可能な事業者は多数該当事業者がいたので、A等級のままの要件で問題ないと判断した。</p>

2. 建設コンサルタント業務等(一般競争入札/最低価格落札方式)

東京国際空港16側進入角指示灯設置工事等監督補助業務

意見・質問	回 答
<p>○1者応札になった理由はいかがか。</p> <p>○この種の夜間の作業を伴う場合には、監督補助業務を発注するということが多いのか。</p> <p>○他の事業者が参加出来なかったのは、似たような工事があるって、監督補助業務を他でしていたということもあるのか。</p> <p>○参加資格要件で、航空灯火の工事監督補助業務の実績を有することとなっており、この要件が一番強くきいているのではないか。ここまでの実績を参加要件にする必要があるのか、若しくは緩めることは出来ないか。</p> <p>○安全、質の確保ということと天秤にかけながらになるが、新しい事業者が有資格者になれるような方策を戦略的にとっていただきたい。</p>	<p>○仕様書の配布は3者であったが、結果的に1者の応札となった。2者に確認したところ、制限区域内の厳しい場所で行うため、未経験者を配置しづらい。もう1者は、技術者の確保が難しいということで敬遠されたとのこと。</p> <p>○今回の監督補助業務は、羽田空港に限って発注しており、他空港では夜間の作業があっても発注を行っていない。羽田空港は、工事の件数も多く、規模も大きいため、羽田空港に関しては今回のような発注を行っている。</p> <p>○東京航空局管内で航空灯火の監督補助業務を発注しているのは、羽田空港のみであり、競争の関係で受注出来なかったということはないと考えている。</p> <p>○空港の航空灯火の工事の監督ということで、一般的な工事ではないので、航空灯火の監督補助業務、あるいは設計業務を実施した者でないと、監督補助的な業務は出来ないのではないかと考えており、最低限のところでの条件としている。</p>

3. 役務の提供等(一般競争入札/最低価格落札方式)

令和3年度東京国際空港 ID カード発行業務請負

意見・質問	回 答
<p>○前回と今回で落札事業者は同じか。</p> <p>○履行期間は、毎年1年区切りで毎回入札が行われているのか。</p> <p>○1者応札になっている理由はいかがか。</p> <p>○IDカードを取り扱うようなセキュリティの問題については、ISO/IEC などの資格は、条件から外せないというのは理解できる。</p>	<p>○前回と今回で落札事業者は異なる。</p> <p>○そのとおり。</p> <p>○仕様書の配布は4者であったが、結果的に1者の応札となった。確認したところ、2者がISO/IEC 27001の資格を取得していなく、1者が人繰りが厳しいということで参加を見合わせたとのこと。</p> <p>○最近の官公庁の契約では当該資格の認証を求める要件も見受けられるため、当該資格を要件としている。</p>

○官報に載せた形で入札公告を行っているのか。

○WTO 対象案件のため、官報公告に載せた形で入札公告を行っている。

○広報の仕方をより工夫することにより、多数の事業者に応札してもらえるような工夫というのを取っていただきたい。